

公益財団法人ウェスレー財団

個人情報管理規程

第1章 総則

(目的) 第1条

本規程は、公益財団法人ウェスレー財団（以下「当財団」という。）における個人情報の適正な取扱い及び安全管理に関する基本的事項を定め、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義) 第2条

本規程において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に規定する「個人情報」をいう。
- (2)「要配慮個人情報」とは、個人情報保護法に規定する「要配慮個人情報」をいう。
- (3)「個人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に規定する個人番号をいう。
- (4)「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- (5)「個人データ」とは、個人情報保護法に規定する「個人データ」をいう。
- (6)「保有個人データ」とは、個人情報保護法に規定する「保有個人データ」をいう。
- (7)「本人」とは、当該個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (8)「役職員等」とは、当財団の役員、評議員、雇用関係にある職員（正職員、契約職員、臨時職員、嘱託、パート職員、アルバイト職員等）、派遣社員、出向社員その他当財団の業務に従事する者をいう。
- (9)「個人情報保護管理者」とは、当財団における個人情報の管理及び個人情報保護に関する業務を統括する者をいう。
- (10)「漏えい等」とは、個人データについて、漏えい、滅失又は毀損が生じることをいう。

2 前項に定めるもののほか、本規程において用いる用語は、個人情報保護法及び番号法に定めるところによる。

(適用範囲) 第3条

本規程は、当財団のすべての役職員等に適用する。

2 役職員等は、当財団の業務に関連して取り扱うすべての個人情報について、本規程を遵守しなければならない。

3 役職員等は、退職、退任その他の理由により当財団の業務に従事しなくなった後も、在職中又は在任中に知り得た個人情報について、正当な理由なく第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

第2章 基本方針及び法令遵守体制

(プライバシーポリシー) 第4条

当財団は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報保護に関する基本方針を定め、プライバシーポリシーとして公表するものとする。

2 個人情報保護管理者は、役職員等に対してプライバシーポリシーの内容を周知するとともに、当財団のウェブサイトへの掲載その他の方法により、本人その他一般の者が容易に知り得る状態に置くものとする。

(法令等の遵守) 第5条

役職員等は、個人情報を取り扱うにあたり、個人情報保護法、番号法その他の関係法令、個人情報保護委員会が定めるガイドライン、プライバシーポリシー、本規程その他の財団内規程を遵守しなければならない。

(責任体制) 第6条

当財団は、個人情報保護を適切に推進するため、次の責任体制を置く。

(1) 代表理事

個人情報保護管理者及び対応窓口担当者を任命し、個人情報保護に必要な体制及び資源を確保する。原則として、個人情報保護管理者は業務執行理事から、対応窓口担当者は総務担当職員から任命する。

(2) 個人情報保護管理者

当財団における個人情報の取扱いが、関係法令、プライバシーポリシー、本規程その他の関連規程に従って行われるよう、必要な措置を講じるとともに、役職員等の監督、教育、安全管理及び本規程の運用状況の確認を行う。

(3) 対応窓口担当者

個人情報の取扱いに関する本人その他からの問合せ、苦情及び相談を受け付けるとともに、必要に応じて個人情報保護管理者に報告し、その対応に当たる。

2 個人情報保護管理者及び対応窓口担当者は、兼務することができる。

第3章 個人情報の取得及び利用

(個人情報の適正な取得) 第7条

当財団は、個人情報を取得する場合には、適法かつ公正な手段により取得するものとし、偽りその他不正な手段により取得してはならない。

- 2 要配慮個人情報を取得する場合には、法令に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得るものとする。
- 3 役職員等は、個人情報の取得について、その適法性又は公正性に疑義がある場合には、事前に個人情報保護管理者に確認しなければならない。
- 4 個人情報を取得する場合には、法令に定める場合を除き、あらかじめ又は取得後速やかに、本人に対し、利用目的その他法令に定める事項を通知し、又は公表するものとする。
- 5 本人から書面又は電磁的記録により直接個人情報を取得する場合には、法令に定める例外を除き、あらかじめ本人に利用目的を明示するものとする。
- 6 特定個人情報の取得については、番号法その他関係法令及び別に定める特定個人情報取扱規程による。

(第三者から提供を受ける場合の確認) 第8条

当財団は、個人データを第三者から提供を受ける場合には、個人情報保護法その他関係法令に基づき、当該第三者の氏名又は名称、取得の経緯その他法令で定められた事項を確認するものとする。

- 2 前項の確認を行った場合には、法令に定めるところにより、その確認に係る記録を作成し、保存するものとする。

(利用目的の特定及び制限) 第9条

当財団は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り具体的かつ明確に特定するものとする。

- 2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて変更してはならない。
- 3 役職員等は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。ただし、個人情報保護法その他法令に定める場合を除く。

第4章 個人データの取扱い及び第三者提供

(第三者提供の制限) 第10条

当財団は、個人データを第三者に提供する場合には、個人情報保護法その他関係法令に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得るものとする。

2 前項にかかわらず、個人情報保護法に定める例外に該当する場合には、本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供することができる。

3 個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託することに伴い個人データを提供する場合、事業の承継に伴って個人データを提供する場合その他個人情報保護法上第三者提供に該当しない場合については、法令に従って適切に取り扱うものとする。

4 共同利用を行う場合には、個人情報保護法に定める事項を、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

5 外国にある第三者に個人データを提供する場合には、個人情報保護法その他関係法令に従うものとする。

(第三者提供に係る記録) 第11条

当財団は、個人データを第三者に提供した場合には、個人情報保護法その他関係法令に基づき、必要な記録を作成し、保存するものとする。

2 第三者から個人データの提供を受けた場合についても、法令に定める場合には、必要な確認及び記録の作成・保存を行うものとする。

3 前二項の記録の保存期間は、法令に定める期間とする。

(個人データの正確性の確保等) 第12条

当財団は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

2 個人データの取扱いに当たっては、利用する必要がなくなった個人データを、法令その他の規程により保存が必要な場合を除き、遅滞なく消去するよう努めるものとする。

(個人データの消去・廃棄) 第13条

当財団は、個人データについて、利用する必要がなくなった場合には、法令その他の規程により保存が必要な場合を除き、適切な保存期間を定め、当該期間経過後、復元又は再利用が困難な方法により消去又は廃棄するものとする。

2 個人データを記録した書類、電子媒体その他の媒体を廃棄する場合には、焼却、溶解、裁断、データ消去その他適切な方法により行うものとする。

（安全管理措置）第 14 条

当財団は、個人データの漏えい、滅失又は毀損その他の安全管理のため、当財団の事業の規模及び性質、取り扱う個人データの内容及び量、媒体その他の事情に応じ、必要かつ適切な安全管理措置を講じるものとする。

2 安全管理措置には、必要に応じ、次に掲げる措置を含むものとする。

- (1) 個人データを取り扱う責任者及び担当者の明確化
- (2) 個人データへのアクセス権限の適切な管理
- (3) 個人データを取り扱う役職員等に対する教育及び研修
- (4) 個人データを記録した書類、電子媒体及び機器の適切な保管及び管理
- (5) 不正アクセス、マルウェアその他の情報セキュリティ上の脅威に対する適切な対策
- (6) 個人データの取扱状況の把握及び安全管理措置の点検・見直し
- (7) その他個人データの安全管理のために必要な措置

3 具体的な安全管理の方法については、必要に応じ、情報セキュリティに関する規程、業務手順その他の内部文書に定めるものとする。

第 5 章 役職員等及び委託先の監督

（役職員等の監督）第 15 条

個人情報保護管理者は、役職員等が個人データを取り扱うに当たり、個人データの安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 個人情報保護管理者は、役職員等に対し、個人情報保護に関する必要な教育及び研修を行うよう努めるものとする。

3 役職員等は、業務上知り得た個人情報を、正当な理由なく第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

（委託先の監督）第 16 条

個人情報保護管理者は、個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合には、委託する個人データの内容及び量、委託業務の性質その他の事情に応じ、委託先において必要かつ適切な安全管理措置が講じられるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 前項の委託を行う場合には、必要に応じ、委託先の選定に当たり安全管理措置の実施状況を確認するとともに、個人データの取扱いに関する安全管理、秘密保持、目的外利用の禁止、再委託の条件、事故発生時の対応その他必要な事項を契約等に定めるものとする。

3 個人情報保護管理者は、必要に応じ、委託先に対して個人データの取扱状況を確認し、改善を求めるものとする。

第6章 漏えい等の事案における対応

（報告・初動対応）第17条

役職員等は、個人データ又は個人情報について、漏えい、滅失、毀損その他の事故が発生したことを知った場合又はそのおそれがあると判断した場合には、直ちに個人情報保護管理者に報告しなければならない。

2 前項の場合において、役職員等は、被害の拡大防止、証拠の保全その他必要な初動対応を行うものとする。ただし、自らの判断で原因調査等を行うことにより被害を拡大させるおそれがある場合には、個人情報保護管理者の指示に従うものとする。

3 個人情報保護管理者は、報告を受けた場合には、速やかに事実関係を調査し、漏えい等の範囲、原因、影響その他必要な事項を把握するものとする。

（報告・本人通知・再発防止）第18条

個人情報保護管理者は、前条に基づく調査の結果、個人情報保護法及び関係法令に定める報告対象事態に該当し、又は該当するおそれがあると判断した場合には、速やかに代表理事に報告するとともに、個人情報保護委員会その他法令上の報告先への報告及び本人への通知その他必要な対応を行うものとする。

2 前項の報告対象事態には、法令に定めるところに従い、例えば次の事態を含むものとする。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等
- (2) 不正利用により財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある行為による個人データ等の漏えい等
- (4) 本人の数が法令で定める人数を超える個人データの漏えい等

3 個人情報保護委員会等への報告は、法令に定める期限及び方法に従って行うものとする。

4 個人情報保護管理者は、漏えい等の事案について、原因を究明し、被害の拡大防止及び再発防止のために必要な措置を講じるものとする。

5 個人情報保護管理者は、必要に応じて、漏えい等の事案及び再発防止策について理事会その他必要な機関に報告するものとする。

第7章 保有個人データに関する請求等への対応

（保有個人データの利用目的の通知）第19条

本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的について通知を求められた場合には、法令に定める場合を除き、遅滞なくこれに対応するものとする。

（保有個人データの開示）第 20 条

本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求された場合には、法令に定める場合を除き、遅滞なく、法令に定める方法により開示するものとする。

2 第三者提供記録の開示請求を受けた場合についても、法令に従って対応するものとする。

（保有個人データの訂正等）第 21 条

本人から、当該本人が識別される保有個人データについて、その内容が事実でないことを理由として、訂正、追加又は削除を請求された場合には、遅滞なく必要な調査を行い、法令に従って必要な対応を行うものとする。

2 前項の対応を行った場合には、その結果を本人に通知するものとする。

（保有個人データの利用停止等）第 22 条

本人から、当該本人が識別される保有個人データについて、利用停止、消去又は第三者提供の停止を請求された場合には、法令に定める要件に該当するかを確認し、必要な調査を行うものとする。

2 前項の調査の結果、法令上の要件に該当することが認められた場合には、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく利用停止、消去又は第三者提供の停止その他必要な措置を講じるものとする。

3 利用停止等を行うことが困難な場合で、法令に定める要件を満たすときは、本人の権利利益を保護するため、これに代わる必要な措置を講じるものとする。

4 前各項の対応を行った場合には、その結果を本人に通知するものとする。

（請求等の手続）第 23 条

本章に定める本人からの請求等について、当財団は、本人確認その他必要な手続を定め、適切に対応するものとする。

2 請求等への対応に当たっては、個人情報保護法に定める不開示その他の例外事由に該当するかを確認するものとする。

第 8 章 苦情の処理及び雑則

（苦情の処理）第 24 条

対応窓口担当者は、個人情報の取扱いに関する苦情、相談及び問合せについて、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

2 対応窓口担当者は、必要に応じて個人情報保護管理者にその内容及び対応状況を報告するも

のとする。

3 個人情報保護管理者は、苦情等の内容を分析し、必要に応じて個人情報の取扱方法、教育その他の安全管理措置の改善を行うものとする。

（特定個人情報の取扱い） 第 25 条

特定個人情報の取扱いについては、番号法その他関係法令及び当財団が別に定める特定個人情報取扱規程によるものとする。

（規程の見直し） 第 26 条

個人情報保護管理者は、法令、ガイドライン、当財団の事業内容、個人情報の取扱状況その他の事情の変化を踏まえ、必要に応じて本規程の内容を点検し、見直しを行うものとする。

（罰則） 第 27 条

役職員等が本規程に違反した場合には、就業規則、雇用契約、委任関係その他関係規程又は法令に基づき、必要な措置を講じるものとする。

（改廃） 第 28 条

本規程の制定、改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附則

- 1 本規程は、2026 年 9 月 14 日から施行する。
- 2 本規程の施行に伴い、従前の個人情報管理に関する規程その他の定めが本規程と抵触する場合には、本規程を優先する。
- 3 本規程の施行に必要な細則、手順その他の事項については、個人情報保護管理者が別に定めることができる。